

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第104号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 とん税法関係</p> <p>(「船長に代つてその職務を行う者」の意義)</p> <p>4-1 法第4条第1項《納税義務者》に規定する「船長に代つてその職務を行う者」とは、商法（明治32年法律第48号）<u>第709</u>条《船長による職務代行者 者の選任》若しくは船員法（昭和22年法律第100号）第20条《船長の職務の代行》又は運航者の本国の法令の規定等により、船長がその事務を代行する者として選任した者又はその職掌の順位に従つて船長の職務を行うこととなつた者をいう。</p> <p>なお、これらの者が船長に代わつてその職務を行う場合には、これらの者自らがとん税の納税義務者となるのであつて、船長の名においてとん税納付の事務を代行するのではないから、留意する。</p> <p>(とん税の納付手続)</p> <p>5-4 とん税の納付についての手続は、次による。</p> <p>(1) 納付申告書及び納付書が納税義務者からとん税納付事務を担当する監視部門に提出されたときは、当該納付申告書及び納付書に記載されている事項とこれに係る船舶の入港届又は船長陳述書の記載事項等を照合して、課税要件及び納付期限等が法令に適合していることを確認した後、当該納付書を納税義務者に返還するとともに、当該納付申告書を収納担当部門に回送する。</p> <p>収納担当部門は、当該納付申告書により調査決定を行い、また関税法基本通達7-6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の(3)及び<u>9の4-7</u>（収納済額の登記）に準じて徴収決定済額及び収納済額の登記を行う。この場合において、納付申告書はとん税に係る資金徴収簿（国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和29年大蔵省令第39号）第22条第1項《国税収納金整理資金徴収簿等》）として使用する。</p> <p>納付申告書は、収納済額の登記後、収納担当部門において保管する。</p>	<p>第1章 とん税法関係</p> <p>(「船長に代つてその職務を行う者」の意義)</p> <p>4-1 法第4条第1項《納税義務者》に規定する「船長に代つてその職務を行う者」とは、商法（明治32年法律第48号）<u>第707</u>条《代船長選任の責任》若しくは船員法（昭和22年法律第100号）第20条《特殊な場合の職務の代行》又は運航者の本国の法令の規定等により、船長がその事務を代行する者として選任した者又はその職掌の順位に従つて船長の職務を行うこととなつた者をいう。</p> <p>なお、これらの者が船長に代わつてその職務を行う場合には、これらの者自らがとん税の納税義務者となるのであつて、船長の名においてとん税納付の事務を代行するのではないから、留意する。</p> <p>(とん税の納付手続)</p> <p>5-4 とん税の納付についての手続は、次による。</p> <p>(1) 納付申告書及び納付書が納税義務者からとん税納付事務を担当する監視部門に提出されたときは、当該納付申告書及び納付書に記載されている事項とこれに係る船舶の入港届又は船長陳述書の記載事項等を照合して、課税要件及び納付期限等が法令に適合していることを確認した後、当該納付書を納税義務者に返還するとともに、当該納付申告書を収納担当部門に回送する。</p> <p>収納担当部門は、当該納付申告書により調査決定を行い、また関税法基本通達7-6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の(3)及び<u>9の4-5</u>（収納済額の登記）に準じて徴収決定済額及び収納済額の登記を行う。この場合において、納付申告書はとん税に係る資金徴収簿（国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和29年大蔵省令第39号）第22条第1項《国税収納金整理資金徴収簿等》）として使用する。</p> <p>納付申告書は、収納済額の登記後、収納担当部門において保管する。</p>

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、この場合において、納税義務者が、令第2条第2項ただし書《電子情報処理組織による納付手続》に規定する財務省令で定める方法により納付することを希望する場合には、納付書の提出は要しないことから、当該納付書に係る照合、返還に代えて当該納付申告書の上部余白に当該納付を行いたい旨の付記があることを確認し、別に事務連絡するところにより、当該納付に必要な納付情報を取得のうえ、納税義務者に通知する。また、徴収決定額等の登記は、別に定めるところによる。</p>	<p>なお、この場合において、納税義務者が、令第2条第2項ただし書《電子情報処理組織による納付手続》に規定する財務省令で定める方法により納付することを希望する場合には、納付書の提出は要しないことから、当該納付書に係る照合、返還に代えて当該納付申告書の上部余白に当該納付を行いたい旨の付記があることを確認し、別に事務連絡するところにより、当該納付に必要な納付情報を取得のうえ、納税義務者に通知する。また、徴収決定額等の登記は、別に定めるところによる。</p>
<p>(2) 法第3条第2号《一時納付》の規定によりとん税の一時納付をしようとする者については、納付申告書を2通（関係官署があるときは、その数に相当する数を加える。）を提出させ、うち1通をとん税納付事務を担当する監視部門において保管し、他の1通を上記(1)により処理する。この場合において、関係官署があるときは、関税法基本通達9の4-6（関税の納付の確認）の取扱いに準じて（令第2条第2項ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付にあっては、別に事務連絡するところにより）納付を確認した後直ちに当該関係官署に納付申告書を送付する。</p>	<p>(2) 法第3条第2号《一時納付》の規定によりとん税の一時納付をしようとする者については、納付申告書を2通（関係官署があるときは、その数に相当する数を加える。）を提出させ、うち1通をとん税納付事務を担当する監視部門において保管し、他の1通を上記(1)により処理する。この場合において、関係官署があるときは、関税法基本通達9の4-4（関税の納付の確認）の(1)から(3)までの取扱いに準じて（令第2条第2項ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付にあっては、別に事務連絡するところにより）納付を確認した後直ちに当該関係官署に納付申告書を送付する。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>(とん税の時効)</p> <p>5-6 とん税の消滅時効は、会計法（昭和22年法律第35号）第30条《公法上の金銭債権の消滅時効》の規定により5年である。この場合において、時効の起算日は、その権利を行使することができる日、すなわち、法第5条の規定による納期限（以下「納期限」という。）の翌日（その日より前に犯則が行われたときは、当該犯則が行われた日）である。</p>	<p>(とん税の時効)</p> <p>5-6 とん税の消滅時効は、会計法（昭和22年法律第35号）第30条《公法上の金銭債権の消滅時効》の規定により5年である。この場合において、時効の起算日は、その権利を行使することができる日、すなわち、法第5条の規定による納期限（以下「納期限」という。）の翌日（その日より前に犯則が行われたときは、当該犯則が行われた日）である。</p>
<p>なお、納期限経過後にとん税の更正又は決定がなされたときも、時効の起算日は変わらないが、更正又は決定には会計法第31条第2項《民法の規定の準用》の規定により準用される民法（明治29年法律第89号）第150条《催告による時効の完成猶予》の規定により時効の完成猶予の効果があるので、留意</p>	<p>なお、納期限経過後にとん税の更正又は決定がなされたときも、時効の起算日は変わらないが、更正又は決定には会計法第31条第2項《民法の規定の準用》の規定により準用される民法（明治29年法律第89号）第153条《催告》の規定により時効の中断の効果があるので、留意する。</p>

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>する。</p> <p>（とん税の担保）</p> <p>9-6 法第9条第1項の規定により提供する担保の取扱いについては、関税法基本通達9の<u>11-1</u>（関税の担保の種類）から10-2（担保の処分手続）までの規定を準用する。この場合において、「保証書預り証」、「供託書の正本預り証」「供託原因消滅証明書」の様式は、税関様式関係通達の関税法関係に定めるそれぞれの様式を準用し、保証人の保証書は「保証書」(S-1050)、金銭担保による納付の手続は「金銭担保充当申告書」(S-1090)による。</p>	<p>（とん税の担保）</p> <p>9-6 法第9条第1項の規定により提供する担保の取扱いについては、関税法基本通達9の<u>10-1</u>（関税の担保の種類）から10-2（担保の処分手続）までの規定を準用する。この場合において、「保証書預り証」、「供託書の正本預り証」「供託原因消滅証明書」の様式は、税関様式関係通達の関税法関係に定めるそれぞれの様式を準用し、保証人の保証書は「保証書」(S-1050)、金銭担保による納付の手続は「金銭担保充当申告書」(S-1090)による。</p>